

明治三十二年通信省令第二十四号

船舶法施行細則

船舶法施行細則左ノ通定ム

第一章 総則

第一条 本則ニ於テ船舶ノ種類ト称スルハ汽船、帆船ノ別ヲ謂フ

第二条 汽船ノ別ヲ謂フ 機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第三条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第四条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第五条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第六条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第七条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第八条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第九条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十一条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十二条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十三条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十四条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十五条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十六条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十七条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十八条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第十九条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第二十条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第二十一条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

第二十二条 汽船ノ別ヲ謂フ 汽力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

二 前号ノ外祝意又ハ敬意ヲ表スルトキ 三 前条ノ規定ニ依リ船舶ヲ航行セシムルトキ 第六条 船舶法第二十一条ノ二証票ハ船舶所有者又ハ船長若クハ之ニ準スヘキ者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スヘシ

第七條 本則ノ規定ニ依リ管海官庁ニ書類ヲ差出スヘキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキハ其權限ヲ証スル書面ヲ添附スヘシ但船舶官庁ノ所有ニ属スル場合ニ於テ告示ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員ニ付テハ此限ニ在ラス

第七條ノ二 管海官庁ハ本則ノ規定ニ依リ申請ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク審査ヲ開始スヘシ 前項ノ場合ニ於テ當該申請法令ニ定メタル申請ノ形式上ノ要件ニ適合セザルトキハ速ヤカニ補正ヲ求メ又ハ理由ヲ提示シ其申請ヲ却下スヘシ

第七條ノ三 管海官庁ハ別表一ノ書類ニ付テハ同表ニ定ムル期間之ヲ保存スベシ 第二章 総トン数ノ測定

第八條 船舶法第四条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測定ヲ申請セントスル者ハ第一号書式ノ申請書ヲ管海官庁ニ差出スヘシ 管海官庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外造船船、造船者、進水ノ年月及船舶ノ原名ヲ証スル書面ヲ差出サシムルコトヲ得

管海官庁ハ前項ノ書面ノ外尚船舶中心線縦截面図及各甲板平面図其他必要ナル図面ヲ差出サシムルコトヲ得 第八條ノ二 船舶法第九条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ改測ヲ申請セントスル者ハ第一号書式ノ申請書ヲ管海官庁ニ差出スヘシ

管海官庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外前条第三項ノ図面ヲ差出サシムルコトヲ得 第九條 外国ニ於テ総トン数ノ測定又ハ改測ヲ行フ場所ハ當該官庁ノ指定ス

第十條 総トン数ノ測定又ハ改測ヲ申請スル者ハ測定又ハ改測ヲ受ケルニ必要ナル準備ヲ為スヘシ 第十一條 削除

第十二條 管海官庁ニ於テ総トン数ノ測定又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶測定官ヲシテ船舶ニ臨檢シ船舶ノトン数ノ測定ニ関する法律(昭和十五年法律第四十号)ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測定又ハ改測ヲ行ハセ且第二号書式ノ船舶件名書及次ノ事項ヲ記載シタル総トン数計算書ヲ作成セシムヘシ

第十三條 外国ニ於テ船舶ノ総トン数ノ測定又ハ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ當該官庁ハ遅滞ナク船舶港ヲ管轄スル管海官庁ニ關係書類ヲ送付スヘシ

第十四條 船舶港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ在ル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官庁ニ總トン数ノ部分測定ヲ申請スルコトヲ得

第十五條 第十條第十二條並ニ第十二條ノ二第一項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス 前項ノ規定ニ依リ船舶件名書及總トン数計算書ノ附本ヲ受ケタル者ハ第八條ノ申請書ヲ為ス場合ニ於テハ總トン数計算書ノ附本ヲ申請書ニ添付スヘシ

第十六條ノ二 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ總トン数計算書ノ附本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又總トン数計算書ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得 手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ總トン数計算書ノ附本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第十七條ノ三 総トン数計算書ノ附本ハ其交付ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ノ當該總トン数計算書ノ全部ヲ謄写シテ之ヲ複製スベシ 第三章 船舶ノ登録

第十七條 船舶法第五條第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタル登記事項証明書ヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スヘシ

第十七條ノ二 管海官庁ハ前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ關係書類ヲ調査シ次ノ事項ヲ船舶原簿ニ登録ス 一 番号 二 信号符字 三 種類 四 船名 五 船舶港 六 船質 七 帆船ノ帆裝 八 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長

一 番号 二 種類 三 船名 四 船舶港 五 船質 六 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長 七 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅 八 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深

九 総トン数 十 機関ノ種類及数 十一 推進器ノ種類及数 十二 造船者 十三 進水ノ年月 十四 所有者ノ氏名又ハ名称 十五 船舶ノトン数ノ測定ニ関する法律第四条第一項ノ國際總トン数

十六 船舶ノトン数ノ測定ニ関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号以下「トン数省令」ト謂フ) 第一条第二項第一号ノ型深 十七 トン数省令第一条第二項第二号ノ船ノ長 十八 トン数省令第一条第二項第三号ノ船ノ幅 十九 トン数省令第一条第二項第四号ノ垂線間長

第十二條ノ二 管海官庁ハ總トン数ノ測定ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ船舶件名書及總トン数計算書ノ附本ヲ申請者ニ交付スベシ 管海官庁ハ總トン数ノ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ當該改測ニ係ル總トン数計算書ノ附本ヲ交付シ既ニ登録シタル事項ニ変更アリト認メタルトキハ其変更ニ係ル事項ヲ申請者ニ通知スヘシ

管海官庁ニ於ケル總トン数ノ測定又ハ改測ノ結果當該船舶ノ總トン数ガ二十トン未満ナルト判明シタル場合ト雖モ總トン数計算書ノ附本ヲ請受ケル申請者ニ對シテハ之ヲ交付スベシ 管海官庁ハ前第三項ニ規定スル場合ニ於テ第八條第二項又ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ申請者ガ差出シタル書面アルトキハ之ヲ還付スベシ

第十三條 外国ニ於テ船舶ノ総トン数ノ測定又ハ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ當該官庁ハ遅滞ナク船舶港ヲ管轄スル管海官庁ニ關係書類ヲ送付スヘシ

第十四條 船舶港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ在ル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官庁ニ總トン数ノ部分測定ヲ申請スルコトヲ得

第十五條 第十條第十二條並ニ第十二條ノ二第一項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス 前項ノ規定ニ依リ船舶件名書及總トン数計算書ノ附本ヲ受ケタル者ハ第八條ノ申請書ヲ為ス場合ニ於テハ總トン数計算書ノ附本ヲ申請書ニ添付スヘシ

第十六條ノ二 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ總トン数計算書ノ附本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又總トン数計算書ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得 手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ總トン数計算書ノ附本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第十七條ノ三 総トン数計算書ノ附本ハ其交付ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ノ當該總トン数計算書ノ全部ヲ謄写シテ之ヲ複製スベシ 第三章 船舶ノ登録

第十七條 船舶法第五條第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタル登記事項証明書ヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スヘシ

第十七條ノ二 管海官庁ハ前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ關係書類ヲ調査シ次ノ事項ヲ船舶原簿ニ登録ス 一 番号 二 信号符字 三 種類 四 船名 五 船舶港 六 船質 七 帆船ノ帆裝 八 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長

第十四條 船舶港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ在ル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官庁ニ總トン数ノ部分測定ヲ申請スルコトヲ得

第十五條 第十條第十二條並ニ第十二條ノ二第一項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス 前項ノ規定ニ依リ船舶件名書及總トン数計算書ノ附本ヲ受ケタル者ハ第八條ノ申請書ヲ為ス場合ニ於テハ總トン数計算書ノ附本ヲ申請書ニ添付スヘシ

第十六條ノ二 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ總トン数計算書ノ附本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又總トン数計算書ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得 手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ總トン数計算書ノ附本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第十七條ノ三 総トン数計算書ノ附本ハ其交付ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ノ當該總トン数計算書ノ全部ヲ謄写シテ之ヲ複製スベシ 第三章 船舶ノ登録

九 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
十 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深

十一 総トン数
十二 機関ノ種類及数
十三 推進器ノ種類及数
十四 造船地
十五 造船者
十六 進水ノ年月
十七 所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分

前項ノ登録ヲ為シタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テハ遅滞ナク其船舶ニ関スル附属書類ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ

第十七条ノ三 船舶原簿ハ其全部ヲ電子計算機ニ備フルヲアイル又ハ磁気ディスク(之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ記録シ得ル物ヲ含ム)ヲ以テ調製スベシ

国土交通大臣ハ前項ノ規定ニ依ル船舶原簿ニ記録シタル事項ト同一ノ事項ヲ記録スル副原簿ヲ調製スベシ
国土交通大臣ハ船舶原簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ副原簿ノ記録ニ依リテ之ヲ回復スベシ

国土交通大臣ハ副原簿ノ記録ニ依リテ之ヲ回復ノ規定ニ依リ登録ノ回復ヲ為スコト能ハザルトキハ三箇月以上ノ期間ヲ定メ記録ノ滅失シタル船舶ノ範囲及登録ノ回復ノ申請ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ告示スベシ

前項ノ規定ニ依リ告示サレタ範囲ノ船舶ニ係ル船舶所有者ハ同項ノ規定ニ依リ告示サレタル期間内ニ管海官庁ニ対シ登録ノ回復ノ申請ヲ為スコトヲ得

国土交通大臣ハ前項ノ申請ニ基キ登録ノ回復スベシ

第十八条 信号符号ハ総トン数百トン以上ノ船舶ニ之ヲ点附スルコトヲ未滿ノ船舶ニ付テハ船舶所有者ノ申請ニ依リ信号符号ヲ点附シ又ハ取消スコトヲ得

第十九条 信号符号ノ点附又ハ取消ハ之ヲ官報ニ告示ス

第二十条 船舶ノ船籍港ヲ変更スル場合ニハ管海官庁ニ変更ノ登録ヲ申請スベシ
前項ノ場合ニ於テ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁又ハ変更後

ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザルトキハ当該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ変更ノ登録ヲ為シ当該申請ヲ受ケタル管海官庁及変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送シ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁又ハ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノトキハ当該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ変更ノ登録ヲ為シ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ

第二十一条 船舶港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ヨリ乙管海官庁ノ管轄区域内ニ転属シタルトキハ甲管海官庁ハ申請ヲ待タズ其船舶ニ関スル附属書類ヲ乙管海官庁ニ移送スベシ

第二十二条 第十七条ノ二第一項第三号、第六号、第七号、第十二号又ハ第十三号ノ事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テ變更ノ登録ヲ為サントスル者ハ變更ニ係ル新旧事項ヲ申請書ニ列記シ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ

管海官庁ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ当該官吏ヲシテ船舶ニ臨検シ臨検調査書ヲ調製セシムヘシ但第二十三条第二項ノ規定ニ依リ船舶所有者ヨリ申請書ニ臨検調査書ヲ添付シテ差出シタルトキハ此限ニ在ラス

第二十三条 船舶港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ船舶ノ所在スル場合ニ於テ前条ノ登録ヲ為サントスルトキハ船舶所在ノ地ヲ管轄スル管海官庁ニ臨検ヲ申請シ臨検調査書ノ交付ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ臨検調査書ハ前条第一項ノ申請書ニ之ヲ添付スベシ

第二十四条 第十二条ノ二第二項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ變更ノ登録ヲ為サントスル者ハ變更ニ係ル新旧事項ヲ申請書ニ列記シ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ

第二十五条 船舶所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ申請書ニ變更ニ係ル新旧事項ノ事実ナルコトヲ証スル登記事項証明書ヲ添付シテ變更ノ登録ヲ申請スベシ

前項ノ規定ハ船舶所有者ノ氏名若クハ名称、住所又ハ共有者ノ持分ノ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第二十六条 行政区画、其名称又ハ地番号ノ變更アリタルトキハ船舶原簿ニ登録シタル行政区画、其名称又ハ地番号ハ当然之ヲ變更シタルモノト看做ス又ハ其名称ノ變更アリタルトキ亦同シ

第二十七条 船舶法第十四条第一項ノ規定ニ依リ抹消ノ登録ヲ為サントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ其事実ヲ証スル書面ヲ添へ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ

前項ノ抹消ノ登録ヲ為シタル場合ニ於テ当該抹消ノ登録ヲ為シタル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉鎖ス
船舶法第五条ノ二第四項又ハ第十四条第二項ノ規定ニ依リ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタル場合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉鎖ス

第二十七条ノ二 船舶法第五条ノ二第四項ノ規定ニ依リ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタルトキハ当該管海官庁ハ遅滞ナク其旨及左ノ事項ヲ船舶港ヲ管轄スル登記所ニ通知スベシ
一 船舶ノ種類、名称、船籍港及総トン数
二 船舶所有者ノ住所及氏名又ハ名称
三 抹消ノ登録ヲ為シタル年月日

第二十八条 第二十二條第一項、第二十四條及第二十五条第一項(同条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テ變更ノ登録ヲ為シタルトキハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ

第二十七条ノ三 船舶法第十四条第一項ノ規定ニ依リ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタルトキハ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ
船舶港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テ抹消ノ登録ヲ為シタルトキハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ当該申請ヲ受ケタル時ニ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ

第二十九条 何人ト雖モ管海官庁ニ対シ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面(以下「登録事項証明書」と謂フ)ノ交付ヲ申請シ又船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ登録事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第四章 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書
第三十条 管海官庁ニ於テ第十七條ノ二第一項ニ依リ船舶ノ登録ヲ為シタルトキハ第三号書式ノ船舶国籍証書ヲ申請者ニ交付ス

第三十条ノ二 船舶法第五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ日本船舶ノ所有者ガ船舶国籍証書ノ検認ヲ受ケルコトヲ要スル期日ハ管海官庁ニ於テ第三十條ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ヲ交付スルトキ又ハ船舶国籍証書ノ検認ヲ為スコトキ各船舶毎ニ之ヲ指定ス

第三十条ノ三 船舶国籍証書ノ検認ヲ受ケントスル者ハ第七号書式ノ申請書ヲ船舶法第五条ノ二第一項ノ管海官庁ニ差出スベシ

前項ノ規定ニ依リ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ申請者ニ対シ其船舶ノ所有者タルコトヲ証スルニ足ル書類ノ呈示ヲ求めルコトヲ得

第三十条ノ四 前条ノ申請アリタル場合ニ於テ船舶国籍証書ノ記載事項ガ事実ト符合スト認ムルトキハ管海官庁ハ其船舶国籍証書ニ付検認ヲ為シタル年月日及次回ニ検認ヲ為スベキ期日ヲ記載シ管海官庁印ヲ押シ之ヲ申請者ニ返還スベシ

第三十条ノ五 船舶法第五条ノ二第三項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ヲ提出日ノ延期ヲ申請セんとスル者ハ第八号書式ノ申請書ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ差出スベシ

第三十条ノ六 船舶法第五条ノ二第三項ノ規定ニ依リ管海官庁ニ於テ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ認ムル場合ハ船舶ガ外国ニ在ルトキ其他正当ノ事由ニ依リ船舶国籍証書ノ提出ガ著シク困難ナルトキニ限ル

第三十一条 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ノ變更ニ依リ該証書ノ書換ヲ申請セんとスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ船舶国籍証書ノ滅失ニ依リ更ニ之ヲ請受ケントスルトキ亦同シ

第三十二条 第三十一条又ハ前条ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ船舶国籍証書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付ス

第三十二条ノ二 船舶法第十三條ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ヲ請受ケントスル船長ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ仮船舶国籍証書ニ記載スベキ事項ヲ証明スルニ必要ナル書類アルトキハ其書類ヲ添へ当該管海官庁ニ差出スベシ

船舶国籍証書ノ毀損又ハ船舶国籍証書ニ記載シタル事項ノ變更ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル

第三十五条 船舶国籍証書ノ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ返還スベシ

第三十五条ノ二 船舶国籍証書ニ第十七條ノ二第一項第三号乃至第七号及第十二号乃至第十七号ノ事項ノ英語ノ併記ヲ請受ケントスル者ハ管海官庁ニ之ヲ申請スベシ

管海官庁ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ英語ヲ併記シタル船舶国籍証書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付スベシ
前条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ交付アリタル場合ニ於テ準用ス
第三十六条 船舶法第十三條ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル船長ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ仮船舶国籍証書ニ記載スベキ事項ヲ証明スルニ必要ナル書類アルトキハ其書類ヲ添へ当該管海官庁ニ差出スベシ
船舶国籍証書ノ毀損又ハ船舶国籍証書ニ記載シタル事項ノ變更ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル

場合ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付アリタルトキハ遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スヘシ

第三十七條 船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ第五号書式ノ申請書ニ所有権ノ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出スヘシ

第三十七條ノ二 管海官庁ハ前条ノ申請ヲ受ケタルトキハ第四号書式ノ仮船舶国籍証書ヲ申請者ニ交付シ所有権ノ取得ヲ証スル書面ヲ還付スヘシ

第三十八條 仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ其船舶ノ船籍港ニ回航セントスル場合ニ於テハ到達スヘキ期間ヲ標準トシ其他ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書ヲ請受ケルコトヲ得ル期間ヲ標準トシ船舶法第十七条ニ定ムル期間内ニ於テ当該管海官庁ノヲ定ム

第三十九條 仮船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ申請書ニ新旧事項ヲ列記シ最寄管海官庁ニ之ヲ差出スヘシ

第二十六條及第二十三條乃至第三十五條ノ二ノ規定ハ仮船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス

第四十條 仮船舶国籍証書ハ其効力ヲ失ヒタルトキ又ハ船舶国籍証書ヲ請受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ最寄管海官庁ニ返還スヘシ

第四十一條 本章ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ返還スヘキ場合ニ於テ之ヲ返還スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ疏明スヘシ

第四十二條 削除

第五十條 国旗及船舶ノ標示

第四十三條 船舶ハ左ノ場合ニ於テ国旗ヲ後部ニ掲クヘシ

一 日本國ノ灯台又ハ海岸望楼ヨリ要求セラレタルトキ

上ノ漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ヲ以テ記スルコト

二 中央部船梁其他適當ノ所ニ船舶ノ番号及総トン数ヲ彫刻シ又ハ之ヲ彫刻シタル板ヲ釘著スルコト

三 船首及船尾ノ外部両側面ニ於テ喫水ヲ示ス為船底ヨリ最大喫水線以上ニ至ルマテ二十センチメートル毎二十センチメートルノアラビア数字ヲ以テ喫水尺度ヲ記シ数字ノ下端ハ其数字ノ表示セル喫水線ト一致セシムルコト

特殊ノ構造ヲ有スル為前項ノ規定ニ依リ難キ船舶ニ在リテハ當該官吏ノ相当ト認ムル方法ニ依リ前項ノ事項ヲ標示スルコトヲ得

国土交通大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス標示ノ場所ヲ指定シ又ハ標示ノ場所ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ

第四十五條 削除

第四十六條 船舶ノ標示ハ明瞭ニシテ久ニ耐久ル方法ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第四十七條 標示スヘキ事項ニ変更ヲ生シタルトキハ遅滞ナク其標示ヲ改ムヘシ

第六章 雜則

第四十七條ノ二 船舶所有者ニ於テ左ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ疏明シ訂正ヲ申請スヘシ

一 船舶件名書ニ記載シタル事項

二 登録ヲ為シタル事項

三 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ記載シタル事項

管海官庁ニ於テ前項第二号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ訂正シ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スヘシ

管海官庁ニ於テ第一号及第三号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スヘシ

第四十八條 船舶ノ登録ヲ申請スル者ハ左ノ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スベシ

一 初メテ登録ヲ申請スルトキ 二万百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下「情報通信技術活用法」と謂フ)第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万九千九百円)

ルトキ 一万三千五百円(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万三千三百円)

三 前号以外ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキ 六千七百円(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百円)

四 抹消ノ登録ヲ申請スルトキ 六千七百円(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百円)

同一ノ申請書ニヨリ二以上ノ事項ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキノ手数料ハ當該変更ガ前項第二号ノ事項ノ変更ヲ含ム場合ニ於テハ一万三千五百円(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万七千三百円)トシシテ他ノ場合ニ於テハ六千七百円(同項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百円)トス

第四十九條 前条ノ手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ登録手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スベシ

前項ノ登録手数料納付書ニハ船舶ノ名称、登録ノ區別及手数料額ヲ記載スベシ

第五十條 船舶法第四條又ハ第九條ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測定又ハ改測ヲ受ケタルトキハ船舶所有者ハ當該管海官庁ノ指定スル所ニ從ヒ別表ニ船舶總トン数測定手数料表ニ定ムル測定手数料(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ船舶ノ總トン数ノ測定又ハ改測ヲ申請スル場合ニ於テハ別表ニノ二船舶總トン数測定手数料表ニ定ムル測定手数料)ヲ納付スヘシ

前項ノ測定手数料ハ外国ニ於テ測定又ハ改測ヲ受ケタル場合ニハ別表三外國ニ於ケル船舶總トン数測定手数料表(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ船舶ノ總トン数ノ測定又ハ改測ヲ申請スル場合ニ於テハ別表三ノ二外國ニ於ケル船舶總トン数測定手数料表)ノ定ムル所ニ依ル

測定著手後ナルトキハ測定手数料ヲ徴収ス改測ノ場合ニ付亦同シ

第五十條ノ二 前条ノ測定手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ測定手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

外國ニ於テ測定又ハ改測ヲ受ケタル場合ニ於ケル前条ノ測定手数料ハ外國貨幣換算率(予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第四百四十四條ノ規定ニ基キ財務大臣方定ムル外國貨幣換算率ヲ謂フ以下同ジ)ニ依リ換算シタル邦貨額ガ當該手数料ノ額ニ相当スル額ノ當該領事館所在國ノ通貨ヲ測定手数料納付書ニ添ヘテ納付スベシ此場合ニ於テ當該領事館所在國ノ通貨ノ最低単位ニ滿タザル端數アルトキハ當該端數ヲ切捨テテ當該手数料ヲ納付スルモノトス

第一項ノ測定手数料納付書ニハ船舶ノ名称、總トン数、新規測定、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載シ、新規測定、全部改測ニハ船舶ノ名称、總トン数、新規測定、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載スヘシ又一部改測ノ場合ニシテ上甲板下全部、区分甲板上全部又ハ船体全部全部ノ改測ヲ受ケタルトキハ尚其ノ旨ヲモ附記スヘシ

第五十一條 左ノ場合ニ於テハ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スヘシ

一 總トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスルトキ(第十六條ノ二ノ場合ニ限ル) 一通二付 二千百円(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ千九百円)

二 登録事項証明書ノ交付ヲ申請スルトキ 一通二付 九百円(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ七百円)

三 總トン数計算書又ハ船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルトキ 一船舶一回二付 四百五十円

四 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ(次号ノ場合ヲ除ク) 四千五百円(情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付、再交付又ハ書換ヲ申請スル場合ニ於テハ四千三百円)

五 英語ヲ併記シタル船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ

一 船首兩舷ノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ場所ニ船名及船籍港名ヲ十七センチメートル以

上ノ漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ヲ以テ記スルコト

二 中央部船梁其他適當ノ所ニ船舶ノ番号及総トン数ヲ彫刻シ又ハ之ヲ彫刻シタル板ヲ釘著スルコト

三 船首及船尾ノ外部両側面ニ於テ喫水ヲ示ス為船底ヨリ最大喫水線以上ニ至ルマテ二十センチメートル毎二十センチメートルノアラビア数字ヲ以テ喫水尺度ヲ記シ数字ノ下端ハ其数字ノ表示セル喫水線ト一致セシムルコト

特殊ノ構造ヲ有スル為前項ノ規定ニ依リ難キ船舶ニ在リテハ當該官吏ノ相当ト認ムル方法ニ依リ前項ノ事項ヲ標示スルコトヲ得

国土交通大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス標示ノ場所ヲ指定シ又ハ標示ノ場所ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ

スルトキ 七千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付、再交付又ハ書換フ申請スル場合ニ於テハ七千三百円）前項ノ手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ第一号乃至第三号ノ場合ニ於テハ申請書ニ、第四号及第五号ノ場合ニ於テハ手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

外国ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換フ受ケントスル場合ニ於ケル手数料ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ外国貨幣換算率ニ依リ換算シタル邦貨額ガ左ノ各号ノ手数料ノ額ニ相当スル額ノ当該領事館所在国ノ通貨ヲ手数料納付書ニ添ヘテ之ヲ納付スベシ此場合ニ於テ当該領事館所在国ノ通貨ノ最低単位ニ満たザル端数アルトキハ当該端数ヲ切捨テテ当該手数料ヲ納付スルモノトス

一 仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換フ受ケントスルトキ（次号ノ場合ヲ除ク） 五千四百円
二 英語ヲ併記シタル仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換フ受ケントスルトキ 九千円
第五十二条 手数料納付ノ為メ書類ニ貼用シタル収入印紙ハ管海官庁ニ於テ消印ヲ為スヘキモノトス但納付者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ為スハ妨ナシ

第五十三条 本則ノ規定ニ依ル手数料ハ国並ニ国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機構並ニ国立大学法人及大学共同利用機関法人ニ対シテハ之ヲ徴収セス

第五十四条 削除
附則 抄
第五十五条 本則ハ船舶法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十六条 明治二十六年二月通信省令第三号、同年三月通信省令第六号失踪船舶取扱規則、同年同月通信省令第八十五号及明治二十九年四月通信省令第三号登簿船免状取扱規則ハ本則施行ノ日ヨリ廃止ス

附則（大正三年七月二九日通信省令第一八号）抄
第一条 本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二条 本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船舶港ニ付テハ第三号第二項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船舶ヲ置ク場合ニ限り従前ノ例ニ依ル

附則（大正一〇年三月五日通信省令第六号）抄
本令ハ大正十年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月一日通信省令第八号）抄
第一条 本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三二号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船舶港ニ付テハ第三号第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船舶ヲ置ク場合ニ限り従前ノ例ニ依ル
附則（昭和一六年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二十五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和一八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和二〇年五月一九日運輸省令第一号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和二三三年一月一日運輸省令第一号）抄
この省令は、公布の日から、これを施行する。
附則（昭和二三三年一月二〇日総理庁令・運輸省令第一号）抄
この命令は、公布の日から、これを施行する。
この命令施行前に申請のあつたものについては、なお従前の例による。
附則（昭和二四年一月二二日運輸省令第一号）抄
この省令は、昭和二十四年一月一日から適用する。
附則（昭和二四年一月二九日運輸省令第七三三号）抄
この省令は、公布の日から施行し、船舶法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百三十七号）施行の日から適用する。
附則（昭和二四年一月二二日八日運輸省令・経済安定本部令第二号）抄
この命令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附則（昭和二六年一〇月二六日運輸省令第九四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和二七年六月一七日運輸省令第三七号）抄
この省令は、昭和二十七年七月一日から施行する。
附則（昭和二七年一月二二日七日運輸省令第一〇八号）抄
この省令は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第一条中附録二及び附録三の改正規定は、昭和二十八年二月一日から施行する。
附則（昭和三〇年七月二三日運輸省令第三五号）抄
この省令は、昭和三十年八月一日から施行する。
附則（昭和三〇年八月二三日運輸省令第四五号）抄
この省令は、昭和三十年九月一日から施行する。ただし、船舶法施行細則附録二外国における船舶積量測定手数料表及び附録三外国における仮船舶国籍証書交付等手数料表の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。
附則（昭和三二年三月一九日運輸省令第六号）抄
この省令は、昭和三十二年四月一日から施行する。
附則（昭和三三年四月一日運輸省令第一二二号）抄
この省令は、昭和三十三年六月一日から施行する。
附則（昭和三五年二月一〇日運輸省令第四〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三七七年三月三〇日運輸省令第五号）抄
この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第四十四条第一項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附則（昭和四一年六月一日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十一年六月六日から施行する。
附則（昭和四二年七月三一日運輸省令第五七号）抄
この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

附則（昭和四二年九月二七日運輸省令第七一七号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。
附則（昭和四四年六月一〇日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。
附則（昭和四六年一月一日運輸省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十條の改正規定並びに第二十六條、第三十二條（航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）及び第三十三條の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一條の規定は同年三月一日から、第三十二條の規定中航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。
附則（昭和五〇年九月二二日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
この省令施行前に申請した積量の測定又は改測に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前にされた積量の測定若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）抄
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号）抄

附則（昭和四二年九月二七日運輸省令第七一七号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。
附則（昭和四四年六月一〇日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。
附則（昭和四六年一月一日運輸省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十條の改正規定並びに第二十六條、第三十二條（航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）及び第三十三條の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一條の規定は同年三月一日から、第三十二條の規定中航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。
附則（昭和五〇年九月二二日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
この省令施行前に申請した積量の測定又は改測に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前にされた積量の測定若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）抄
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号）抄

附則（昭和四二年九月二七日運輸省令第七一七号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。
附則（昭和四四年六月一〇日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。
附則（昭和四六年一月一日運輸省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十條の改正規定並びに第二十六條、第三十二條（航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）及び第三十三條の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一條の規定は同年三月一日から、第三十二條の規定中航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。
附則（昭和五〇年九月二二日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
この省令施行前に申請した積量の測定又は改測に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前にされた積量の測定若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）抄
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号）抄

附則（昭和四二年九月二七日運輸省令第七一七号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。
附則（昭和四四年六月一〇日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。
附則（昭和四六年一月一日運輸省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十條の改正規定並びに第二十六條、第三十二條（航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）及び第三十三條の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一條の規定は同年三月一日から、第三十二條の規定中航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。
附則（昭和五〇年九月二二日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
この省令施行前に申請した積量の測定又は改測に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前にされた積量の測定若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）抄
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号）抄

附則（昭和四二年九月二七日運輸省令第七一七号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。
附則（昭和四四年六月一〇日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。
附則（昭和四六年一月一日運輸省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十條の改正規定並びに第二十六條、第三十二條（航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）及び第三十三條の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一條の規定は同年三月一日から、第三十二條の規定中航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。
附則（昭和五〇年九月二二日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
この省令施行前に申請した積量の測定又は改測に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前にされた積量の測定若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）抄
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号）抄

附則（昭和四二年九月二七日運輸省令第七一七号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。
附則（昭和四四年六月一〇日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。
附則（昭和四六年一月一日運輸省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十條の改正規定並びに第二十六條、第三十二條（航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）及び第三十三條の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一條の規定は同年三月一日から、第三十二條の規定中航空法施行規則第五十一條、第五十三條、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。
附則（昭和五〇年九月二二日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
この省令施行前に申請した積量の測定又は改測に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前にされた積量の測定若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）抄
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附則（昭和五十六年一〇月二八日運輸省令第四五号）
 （施行期日）

1 この省令は、昭和五十六年十一月一日から施行する。
 （経過措置）

2 この省令の施行前にされた積量の測定若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年三月一日運輸省令第三号）抄

第一条 この省令は、船舶のトン数の測定に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（昭和五十七年七月十八日）から施行する。
 （船舶法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶法施行細則第四条の規定により行われた認可は、第一条の規定による改正後の船舶法施行細則（以下「新船舶法施行細則」という。）第四条の規定により行われた認可とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に船舶原簿に登録されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、法附則第五条第二項に規定する船舶に係るものを除き、この省令の施行の日に抹消されたものとみなす。

第四条 この省令の施行の際現に受有する船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書に記載されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、法附則第五条第二項に規定する船舶に係るものを除き、この省令の施行の日に抹消されたものとみなす。

第五条 法附則第三条第一項の規定により総トン数の測定の基準についてなお従前の例によることとされた船舶（法附則第五条第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下「旧基準適用船舶」という。）に対する新船舶法施行細則第十二条の規定の適用については、「船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）」とあるのは、「旧船舶積量測定法（大正三年法律第三十四号）」とする。

2 旧基準適用船舶に係る船舶原簿に登録すべき事項並びに船舶国籍証書及び仮船舶国籍証書の書式については、新船舶法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、控除積量、純積量及び純噸数に係る事項を登録又は記載することを要しない。

第六条 法附則第五条第二項の規定の適用を受ける船舶に対する新船舶法施行細則第十二条の規定の適用については、「総トン数」とあるのは「積量」と、「船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）」とあるのは「旧船舶積量測定法（大正三年法律第三十四号）」と、「総トン数計算書」とあるのは「船舶積量測定表」とする。

2 法附則第五条第二項の規定の適用を受ける船舶に対する新船舶法施行細則第五十条の規定の適用については、「総トン数」とあるのは「積量」と、「別表一 船舶総トン数測定手数料表」とあるのは「船舶のトン数の測定に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令附則別表一 船舶積量測定手数料表」と、「別表二 外国に於ける船舶総トン数測定手数料表」とあるのは「船舶のトン数の測定に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令附則別表二 外国に於ける船舶積量測定手数料表」とする。

3 法附則第五条第二項の規定の適用を受ける船舶に対する新船舶法施行細則の規定（新船舶法施行細則第十二条及び第五十条の規定を除く。）の適用については、なお従前の例による。

第七条 法附則第五条第二項に規定する船舶について、千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約（以下「条約」という。）第七條（一）の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日（その日前に特定修繕（法附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われた船舶又は国際トン数証書の交付を受ける船舶については、法附則第三条第一項の当初改測日又は法第八条第二項の規定による測定を受ける日のいずれか早い日。以下「代替日」という。）前に、附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた新船舶法施行細則第四条の規定に相当する規定により行われた認可は、新船舶法施行細則第四条の規定により行われた認可とみなす。

（号）とあるのは、「旧船舶積量測定法（大正三年法律第三十四号）」とする。

第八条 法附則第五条第二項に規定する船舶について、代替日において現に船舶原簿に登録されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、代替日に抹消されたものとみなす。

第九条 法附則第五条第二項に規定する船舶について、代替日において現に受有する船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書は、代替日以後も、なおその効力を有する。

2 前項の船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書に記載されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、代替日に抹消されたものとみなす。

附則別表1 船舶積量測定手数料表

総トン数	測度の種類	新規測定又は全部改測	一部改測
200トン以上	500トン未満	43,200円	27,600円
500トン以上	1000トン未満	69,100円	42,800円
1000トン以上	3000トン未満	96,700円	60,400円
3000トン以上	5000トン未満	136,000円	85,000円
5000トン以上	未測定	181,000円	113,000円
10000トン以上	未測定	238,000円	150,000円
20000トン以上	未測定	300,000円	191,000円
30000トン以上	未測定	370,000円	236,000円
50000トン以上	未測定	490,000円	312,000円
100000トン以上	未測定	651,000円	412,000円
200000トン以上	未測定	811,000円	525,000円
300000トン以上	未測定	941,000円	600円
400000トン以上	未測定	1,101,000円	
600000トン以上	未測定	1,402,000円	
800000トン以上	未測定	1,702,000円	
1000000トン以上	未測定	2,000,000円	

規定により行われた認可は、新船舶法施行細則第四条の規定により行われた認可とみなす。

30,000円	50,000円	1,187,000円
50,000円	70,000円	1,360,000円
70,000円	100,000円	1,557,000円
100,000円	150,000円	2,000円
150,000円	200,000円	
200,000円	300,000円	
300,000円	400,000円	
400,000円	500,000円	
500,000円	600,000円	
600,000円	700,000円	
700,000円	800,000円	
800,000円	900,000円	
900,000円	1,000,000円	
1,000,000円	1,100,000円	
1,100,000円	1,200,000円	
1,200,000円	1,300,000円	
1,300,000円	1,400,000円	
1,400,000円	1,500,000円	
1,500,000円	1,600,000円	
1,600,000円	1,700,000円	
1,700,000円	1,800,000円	
1,800,000円	1,900,000円	
1,900,000円	2,000,000円	

1 測定甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 船舶法施行細則第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができず、計画総トン数（積量の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。

附則別表2 外国における船舶積量測定手数料表

総トン数	測度の種類	新規測定又は全部改測	一部改測
200トン以上	500トン未満	120,000円	75,000円
500トン以上	1000トン未満	190,000円	110,000円
1000トン以上	3000トン未満	260,000円	160,000円
3000トン以上	5000トン未満	370,000円	230,000円
5000トン以上	未測定	490,000円	310,000円
10000トン以上	未測定	651,000円	410,000円
20000トン以上	未測定	811,000円	520,000円
30000トン以上	未測定	941,000円	600,000円
40000トン以上	未測定	1,101,000円	
60000トン以上	未測定	1,402,000円	
80000トン以上	未測定	1,702,000円	
100000トン以上	未測定	2,000,000円	

10,000	15,000	2,000	3,000
0トン以上	0トン未満	100円	0
15,000	20,000	400円	0
0トン以上	0トン未満	700円	0
20,000	30,000	000円	0
0トン以上	0トン未満	700円	0
30,000	50,000	200円	0
0トン以上	0トン未満	100円	0
50,000	70,000	700円	430円
0トン以上	0トン未満	900円	0
70,000	100,000	100円	0
0トン以上	0トン未満	500円	0
100,000	満	4,507円	0
0トン以上	満	200円	0

備考

1 測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 船舶法施行細則第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(積量の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数)により手数料を徴収する。

附則 (昭和五十七年四月六日運輸省令第八号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十九年三月一九日運輸省令第四号) 抄

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年六月二日運輸省令第一八号) 抄

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約

その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北北海道運輸局長(山形県又は秋田県)	東北北海道運輸局長
田島の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。	
東北北海道運輸局長(山形県又は秋田県)	新潟運輸局長
田島の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。	
新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長
東海運輸局長	東海運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長
神戸海運監督部長	神戸海運監督部長
北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北運輸局長	東北運輸局長
新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長
中部運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監督部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監督部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附則 (昭和六十二年三月二五日運輸省令第二五号) 抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成元年三月二日運輸省令第一二号) 抄

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成三年三月二日運輸省令第二号) 抄

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

4 この省令の施行の際現に使用する改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿又は第二号書式による航海日誌については、なお従前の例による。

附則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日運輸省令第四六号) 抄

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附則 (平成六年一月一日運輸省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年一月一七日運輸省令第六二二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年三月二日運輸省令第一五号)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成九年一月一五日運輸省令第八三三号)

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則 (平成十二年三月二日運輸省令第九号)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成十二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日国土交通省令第五六号)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 船舶のトン数の測定に關する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に關する省令(昭和五十七年運輸省令第三号。以下「整備省令」という。)による改正前の船舶法施行細則第十二条の船舶積量測定表(控除積量、純積量及び純噸数に係る事項を除く。)及びこの省令による改正前の船舶法施行細則第十二条の総トン数計算書は、この省令による改正後の船舶法施行細則(以下「新省令」という。)第十二条の総トン数計算書とみなす。

第三条 整備省令附則第五条第一項の旧基準適用船舶に係る総トン数計算書に記載すべき事項については、新省令第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成二十三年七月二六日国土交通省令第一二二号)

1 この省令は、平成十三年九月一日から施行する。ただし、第二号書式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に作成している船舶件名書は、この省令による改正後の船舶法施行細則(以下「新省令」という。)の書式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現に受有する船舶国籍証書は、船舶法第十一条の規定による船舶国籍証書の書換を行うまでは、新省令の書式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現に受有する仮船舶国籍証書は、新省令の書式によるものとみなす。

5 船舶のトン数の測定に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令(昭和五十七年運輸省令第三号)附則第五条第一項の旧基準適用船舶に係る同条第二項の規定の適用については、「船舶原簿に登録すべき事項並びに船舶国籍証書及び仮船舶国籍証書の書式」とあるのは「船舶原簿に登録すべき事項」と、「登録又は記載」とあるのは「登録」とする。

6 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成二十四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則 (平成十五年三月一八日国土交通省令第二二号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。附則 (平成一五年三月二八日国土交通省令第三八号)

附則 (平成一六年三月二五日国土交通省令第二五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(船舶法施行細則の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の船舶法施行細則第二十七条第二項の規定により閉鎖されている船舶原簿(以下「旧船舶原簿」という。)については、改正後の船舶法施行細則第十七条ノ三及び第二十九条の規定は適用しない。

2 何人も、手数料を納付して、抹消の登録の申請をした時にその船舶の船籍港を管轄していた管海官庁に、旧船舶原簿の謄本若しくは抄本の交付の申請又は閲覧の請求をすることができ

3 旧船舶原簿の謄本は、その交付の申請を受けた管海官庁の当該旧船舶原簿の全部を謄写して調製するものとする。

4 第二項の場合における手数料は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧船舶原簿の謄本又は抄本の交付を申請する場合 一枚につき九百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付を申請する場合にあっては、七百円)

二 旧船舶原簿の閲覧を請求する場合 一船舶の閲覧一回につき四百五十円

5 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を申請書に貼って納付しなければならない。

附則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)

附則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号)

(施行期日) 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第二七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正前の船舶法施行細則(以下「旧細則」という。)第十二条の総トン数

計算書又は旧細則第十七条ノ二の船舶原簿は、それぞれこの省令による改正後の船舶法施行細則(以下「新細則」という。)第十二条の総トン数計算書又は新細則第十七条ノ二の船舶原簿とみなす。

附則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日国土交通省令第一六号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。附則 (平成二〇年一月二八日国土交通省令第九六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年十一月三十日から施行する。

(経過措置) 第二条 船舶登記令(平成十七年政令第十一号)附則第五条第一項において準用する不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される同令第三十五条第一項において準用する同法第二十一条の規定により交付された登記済証については、この省令による改正前の船舶法施行細則第二十五条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則 (平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二五号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年二月一六日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和二年一月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年四月三〇日国土交通省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表一(第七条ノ三関係)

書類 保存期間
船舶原簿(共同人名簿を含む) 抹消登録を行った年の翌年から50年

船舶件名書、総トン数計算書及び添付された図面並びに職権抹消登録に係る書類 抹消登録を行った年の翌年から5年

申請書及び添付書類(新規登録、変更登録及び抹消登録に係るものに限る。) 登録を行った年の翌年から5年

船舶国籍証書書換申請書 交付を行った年の翌年から5年
申請の受付年月日、登録、交付、書換その他の処分を 記入を終えた年の翌年から5年

(6) 船舶国籍証書付添書 1

船舶国籍証書付添書1の記載事項

Agreement on the date of issue verification of the certificate of vessel's nationality

Table with 3 columns: 船名 (Ship Name), 船主 (Owner), 船種 (Type of Vessel)

船舶国籍証書1第1条の規定による船舶国籍証書の発給が行ったこと、船舶国籍証書の発給に当たって船舶国籍証書の発給に当たって...

The certificate of vessel's nationality of the vessel has been issued in accordance with Paragraph 1 of Article 5-1 of the Ship Law...

The date of issue verification of the certificate of vessel's nationality is as follows...

発給年月日 (Date of issue verification) 年 月 日

交付及び発行した年月日 (Date of issue and verification) 年 月 日

Authority 船務官

船務官の長官の署名の承認 日本国 船務官の長官の承認 (日本国政府)

(7) 船舶国籍証書付添書 2

船舶国籍証書付添書2の記載事項

Agreement on the date of issue verification of the certificate of vessel's nationality

Table with 3 columns: 船名 (Ship Name), 船主 (Owner), 船種 (Type of Vessel)

船舶国籍証書1第1条の規定による船舶国籍証書の発給が行ったこと、船舶国籍証書の発給に当たって...

The certificate of vessel's nationality of the vessel has been issued in accordance with Paragraph 1 of Article 5-1 of the Ship Law...

The date of issue verification of the certificate of vessel's nationality is as follows...

発給年月日 (Date of issue and approval) 年 月 日

交付及び発行した年月日 (Date of issue and approval) 年 月 日

Authority 船務官

第四号書式 (第三十七條ノ二関係)

第四号書式 (第三十七條ノ二関係) 1

船舶国籍証書付添書 2

Temperature Certificate of Vessel's Nationality

Table with 3 columns: 船名 (Ship Name), 船主 (Owner), 船種 (Type of Vessel)

船舶国籍証書1第1条の規定による船舶国籍証書の発給が行ったこと、船舶国籍証書の発給に当たって...

The certificate of vessel's nationality of the vessel has been issued in accordance with Paragraph 1 of Article 5-1 of the Ship Law...

The date of issue verification of the certificate of vessel's nationality is as follows...

発給年月日 (Date of issue and approval) 年 月 日

交付及び発行した年月日 (Date of issue and approval) 年 月 日

Authority 船務官

第四号書式 (第三十七條ノ二関係)

第八号書式（第三十条ノ五関係）

船舶運送事業者登録申請書	
船 号	
種 類	
船 名	
船 種	
船 質	
船 ト ン 数	トン
事業者の所在地 （住所及び住所 別 添 写）	
船 運 業 種	
船 運 業 種 目	
年 月 日	出所
	申請者
	氏名又は名称
受取書付の長名で	

（日本郵政株式会社）

備考 船舶が共有であるときの共有者の氏名又は名称及び住所は、その持分額
の多い順について記載し、持分額最も多い持分者について「持分人」と記載
することとする。